道路標識設置基準

第1章 総則

1-1 基準の目的

本基準は道路標識の整備に関する一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工及び管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本基準は、道路法(昭和27年法律第180号)上の道路に道路管理者が道路標識を整備する場合に適用する。

1-3 用語の定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 道路標識 道路法又は道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) の規定に基づき、道路に設置する道路標識をいう。
- 2) 標示板 道路標識の様式を標示した板をいう。
- 3) 高速道路等 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年総理府・ 建設省令第3号。以下「標識令」という。) に規定された高速道路等をいう。
- 4) 一般道路 高速道路等以外の道路をいう。
- 5) 都市内高速道路 高速道路等のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に規定する首都高速道路又は阪神高速道路、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第12条第1項に規定する指定都市高速道路及びこれらに類する道路をいう。
- 6) 都市間高速道路 高速道路等のうち、都市内高速道路以外のものをいう。
- 7) 歩道等 歩道、自転車道及び自転車歩行者道をいう。

第2章 道路標識の設置体系

2-1 道路標識の機能

道路標識は、道路構造を保全し道路交通の安全と円滑を図る上で不可欠な道路の附属物であり、道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を伝達する機能を有している。その設置にあたっては、各種道路標識の機能を十分考慮の上一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するものとする。

2-2 道路標識の設置体系

道路標識は、その種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるよう合理的な設置計画に基づいて設置するものとする。

2-3 目標地の案内方法の選定

案内標識による目標地の案内方法には、地名、路線番号及びそれらの組合せによる 方法があり、その選定にあたっては道路の性格、目標地の知名度、道路網密度等を考 慮するものとする。

2-4 英語併用表示

案内標識には、標識令及び「道路の案内標識の英語による表示に関する告示(平成 26 年国土交通省告示第 372 号)」に基づき、英語併用表示を行うものとする。

2-5 ピクトグラム併用表示

- 1)「方面、方向及び距離(105-A~C)」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び車線(107-A, B)」、「方面及び方向の予告(108-A, B)」、「方面及び方向(108の2-A~E)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「方面及び出口の予告(110-A, B)」、「方面、車線及び出口の予告(111-A, B)」、「方面及び出口(112-A, B)」及び「著名地点(114-A~C)」に公共施設等の名称を表示する場合には、必要に応じて、当該公共施設等の形状等を表す記号(以下、「ピクトグラム」という。)を表示することができる。
- 2) 1) により表示するピクトグラムは、表示する公共施設等の性質、種類等が容易 に識別できるもの(当該公共施設等が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、 これに適合するもの)でなければならない。

2-6 公安委員会が設置する道路標識との関係

道路標識には道路管理者が設置する道路標識と都道府県公安委員会が設置する道路

標識とがあり、設置にあたっては両者の関係について次の各項に留意するものとする。

- 1)案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識の内容がそれぞれ相互に矛盾しないよう調整を図ること。
- 2) 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とは相互に補完しあい、全体として 設置効果をより高めるよう調整を図ること。
- 3) 両者が設置する規制標識は、相互に競合しないよう調整を図ること。

第3章 道路標識の設置計画

- 3-1 設置計画に関する基本的事項
 - 3-1-1 設置計画に関する基本的事項
 - (1) 設置計画の基本理念

道路標識の設置計画を定めるに際しては、次の各項に示す要件を考慮するものとする。

- 1) 適切な視認性が確保できること。
- 2) 道路利用者に対して、案内、警戒、規制又は指示の情報を適切に伝達することができること。
- (2) 設置計画の決定に関する配慮事項

道路標識の設置計画を定めるに際しては、次の各項に留意の上決定するものとする。

- 1) 道路利用者の行動特性に配慮すること。
- 2) 沿道からの道路利用にとって障害にならないこと。
- 3)維持管理の確実性及び容易さに配慮すること。
- 4) その他道路管理上支障とならないこと。
- (3) 設置計画の関係者調整

道路標識の設置計画は、当該計画に関係する道路管理者等が限定的である場合 や道路利用者に与える影響が小さい場合等を除き、関係する道路管理者等で構成 する委員会(以下「道路標識適正化委員会」という。)において調整するものとす る。

3-1-2 設置方式の選定

(1) 設置方式の選定に関する留意事項

道路標識の設置方式は、その種類、設置目的、路線の重要度、設計速度、維持管理の確実性及び容易さ等を勘案し、その設置効果を損なわないよう、路側式、 片持式、門型式又は添架式の何れかから選定するものとする。

また、道路標識の標示板及び支柱の設置位置は、設置する地域の状況、建築限 界等を勘案し、定めるものとする。

- (2) 支柱並びに標示板の設置高さ及び設置位置
 - 1)路側式
 - I) 標示板の設置高さ

標示板の設置高さ(路面から標示板の下端までの高さ)は、下記の場合を除き、1.80mを標準とする。ただし、著名地点(114-B)を表示する案内標識については、歩行者等の通行を妨げるおそれのない場合、必要に応じて、標

示板の設置高さを 1.0m まで低くすることができる。

- ① 道路標識を歩道等に設置する場合で、路上施設を設置するための帯状の 部分がなく、かつ十分な歩道等の幅員を確保できない場合、標示板の設置 高さを 2.5m 以上とするものとする。
- ② 積雪地域に設置する道路標識については、当該地域の積雪深等を考慮して 1.8m 以上の適切な設置高さとするものとする。

Ⅱ)支柱及び標示板の設置位置

歩道等に道路標識を設置する場合には、原則として歩車道境界と支柱及び標示板との間を 25cm 以上離すものとする。また、中央分離帯及び交通島に設置する場合にも同様に分離帯端等から 25cm 以上(第 1 種第 1 級及び第 2 級の道路にあっては 50cm 以上)離すものとする。

歩道等を有しない道路にあって、路端に道路標識を設置する場合には、路 肩の外側(車道に接続する側を除く。以下同じ。)に設置することを原則とす る。ただし、人家が連担している等の理由により路肩の外側に道路標識を設 置する余裕がない場合には、路肩の内側であって車道に接続しない側の縁線 から 50cm の範囲内に設置するものとする。

2) 片持式・門型式

I) 標示板の設置高さ

標示板の設置高さは4.7m以上とすることが望ましく、5.0mを標準とする。

Ⅱ) 支柱の設置位置

支柱の設置位置は、路側式の場合に準ずるものとする。

3)添架式

添架式の場合の標示板の設置高さ及び設置位置については、添架する施設の機能を損なわないよう配慮するとともに、添架する施設の構造及び材料並びに道路標識の種類を考慮の上、路側式、片持式及び門型式の場合に準じて設置するものとする。

(3) 設置方式の選定

1) 案内標識

案内標識の設置方式は、設置する案内標識の種類、設置目的、路線の重要度、 設計速度等を勘案の上、その設置効果を損なわないよう選定するものとする。

2) 警戒標識

警戒標識は原則として路側式とする。

3) 規制標識

規制標識は原則として路側式とする。

4) 指示標識

指示標識のうち「規制予告(409-A)」にあっては路側式を原則とし、「規制予告(409-B)」にあっては、片持式を原則とする。

ただし、設置場所の付近に既設の照明灯、横断歩道橋等がある場合には、上記の1)~4)にかかわらず、添架式の妥当性を検討の上、できるだけこれを利用することが望ましい。この場合において、信号機への添架については公安委員会と協議の上検討することとする。また、門型式の支柱が付近にあり、当該支柱に他の道路標識を設置する余裕がある場合にも同様にこれを利用することが望ましい。

3-1-3 標示板・文字の寸法等

(1) 標示板・文字の寸法

高速自動車国道及び一般国道の標示板の寸法及び文字・記号等の大きさは標識令に基づくものとし、標示板、文字等の拡大率は、円滑な交通の確保が図られるよう、 道路標識の種類と道路及び交通の状況を考慮の上、適切に対応するものとする。

(2)標示板の形、色

標示板の形及び色は、標識令に基づくものとする。

また、「入口の方向(103-A, B)」、「方面、方向及び距離(105-A~C)」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び車線(107-A, B)」、「方面及び方向の予告(108-A, B)」、「方面及び方向(108 の 2-A~E)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108 の 3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108 の 4)」、「方面及び出口の予告(110-B)」、「方面、車線及び出口の予告(111-A, B)」、「方面及び出口(112-A, B)」、「出口(113-A, B)」、「サービス・エリア、道の駅の予告(116 の 2-B)」及び「サービス・エリア(116 の 2-A, B)」に表示する矢印は、行き先方面の案内を明確化し、交通の安全と円滑を図るため必要がある場合には、白色以外の色とすることができる。

ただし、矢印を白色以外の色とする場合には、矢印の縁を白色とする等色覚異常の利用者等にも配慮の上、案内標識の視認性を損なわない措置を講ずることとする。

3-1-4 標示板の取付角度

道路標識 (著名地点 (114-B) を除く。) の標示板の取付角度 (標示板を路面へ投影した場合の車両進行方向に対する角度。) は、設置方式及び道路標識の種類により次に掲げるものを標準とする。

(1)路側式

- 1)警戒標識及び案内標識 ほぼ直角 (80°~90°)
- 2) 規制標識及び指示標識

- I)「一方通行(326-A)」及び「自転車一方通行(326 の 2-A)」にあっては、平行又は斜め(0°∼45°)とする。
- Ⅱ) 道路の中央に設置する場合には直角とする。
- Ⅲ) I) 又はⅡ) の場合を除き、直角又は斜め(45°~90°)とする。
- (2) 片持式及び門型式

原則として直角とする。

案内標識「著名地点(114-B)」については、道路及び歩行者交通の状況により 適切な方向に取付けるものとする。

3-1-5 標示板の併設

同一の支柱に2以上の標示板を設置する場合には、次の各項に留意するものとする。

- (1)案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識の各道路標識は、相互に関連がある場合を除き、他の分類の道路標識の標示板との併設は原則として避けるものとする。ただし、本標識と補助標識の併設はこの限りではない。
- (2) 同じ分類の道路標識の標示板であっても、必要以上に併設しないものとする。 特に警戒標識については、2以上の設置が考えられる場合においても、そのうち 最も注意を要するもののみ設置し、原則として併設はしないものとする。
- (3)(1)又は(2)に関わらず、次のような場合には、標示板の併設について検討 するものとする。
 - 1) 現に道路標識が設置されている場所に、近接して道路標識を設置する必要がある場合、又は近接した場所に新たに 2 以上の道路標識を設置する場合で、併設することにより設置効果が増大する場合。
 - 2) 主として道路の構造上の理由で交通の規制が行われる場合であって、警戒標識と規制標識を併設しようとする場合。

3-1-6 反射材料等

道路標識には、原則として、反射材料を用いるか又は照明装置を施すものとする。

3-2 一般道路の案内標識

- 3 2 1 経路案内
- (1) 交差点の予告案内
- 1) 一つの交差点に交差する道路(以下、「交差道路」という。)の方面及び方向をあらかじめ案内する必要がある場合には、「方面及び方向の予告(108-A、B)」を当該交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に

設置して、交差道路の方面、方向及びその分岐点までの距離を案内するものとする。 また、交差道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も 表示するものとする。

2) 交差道路の方面、方向及び経由する道路の通称名をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」を交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名及びその分岐点までの距離を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には、「方面、方向及び道路 の通称名の予告(108 の 3)」にかえて、当該一般国道の国道番号を表示した「方面 及び方向の予告(108-A)」を原則として設置するものとする。

- 3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内する ものとする。
- 4) 1)、2) いずれの場合も、当該案内標識が予告であることの識別性を高める必要がある場合には、標識令別表第二の備考一(一)7に基づく表示をするものとする。

(2) 交差点の案内

1) 交差道路の方面、方向及び距離を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離(105-A、B、C)」又は「方面及び方向(108 の 2-A、B)」を交差点の手前150m以内(105-A、B、C は30m以内)の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向又は距離を案内するものとする。

また、交差道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。

2) 交差道路の方面、方向又は経由する道路の通称名を案内する必要のある交差点には「方面、方向及び道路の通称名(108 の 4)」を交差点の手前 150m 以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向又は経由する道路の通称名を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」にかえて、当該一般国道の国道番号を表示した「方面及び方向(108の2-A)」を原則として設置するものとする。

- 3)上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。
- 4) 工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には、「まわり道(120-A、B)」

を設置して、まわり道を案内するものとする。

(3) 確認案内

(3-1) 方面及び距離

1) 長距離交通の多い主要な道路の単路部及び主要な交差点の流出部で、方面及び距離を案内する必要がある場合には、「方面及び距離 (106-A)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、進行方向の方面及び方面として表示されている目標地に至るまでの距離を案内するものとする。

また、案内標識を設置する道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該 経由路線番号も表示するものとする。

- 2) 距離表示は、案内標識の設置場所から案内している目標地の中心地点までの道路 に沿った距離とする。
- 3)目標地の中心地点とは、原則として、案内標識に方面として表示されている市町 村の市役所又は町村役場の正面地点とする。

ただし、地域の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、主要 交差点、駅、繁華街その他当該市町村内の代表地点とする。

(3-2) 路線番号

案内すべき路線番号のある道路の主要な交差点には、国道にあっては「国道番号 (118-A)」、都道府県道にあっては「都道府県道番号 (118の2-A)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、道路の種類及び路線番号を表示するものとする。

また、案内すべき路線番号のある主要な道路の交差点には、国道にあっては「国道番号 (118-B, C)」、都道府県道にあっては「都道府県道番号 (118 の 2-B, C)」を左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、道路の種類及び路線番号を表示するものとする。

(3-3) 道路の通称名

- 1)案内すべき道路の通称名のある道路の主要な交差点等には、「道路の通称名(119-A、B)」を左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、当該道路の通称名及びその方向を表示するものとする。
- 2)案内すべき道路の通称名のある道路の単路部には、必要に応じて「道路の通称名 (119-C)」を左側の路端、中央分離帯又は交通島に設置して、道路の通称名及び その方向を表示するものとする。

(4) 限度緩和指定道路の案内

(4-1)総重量限度緩和指定道路

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イに規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、総重量限度緩和指定道路を表示するものとする。

(4-2) 高さ限度緩和指定道路

車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。

3-2-2 地点案内

(1) 行政境界の表示

市町村境界には「市町村(101)」、都府県境界には「都府県(102-A)」及び「市町村(101)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、当該市町村名又は都府県名を表示するものとする。

また、必要に応じて、「市町村 (101)」に市町村章を表わす記号を、「都府県(102-A) 9」に都府県章を表す記号を表示するものとする。

(2) 著名地点の案内

- 1)著名地点及び著名地点への分岐点等において必要がある場合には、「著名地点 (114-A)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、著名地点 又はその方向を案内するものとする。
- 2)歩行者のための案内を行う必要がある場合には、「著名地点(114-B)」を歩道等に 設置し、著名地点、方向又は距離を案内するものとする。
- 3) 駅前広場、地下鉄の出入口等の場所であって、次のいずれかに該当する場合には、「著名地点(114-B)」に、当該案内標識の位置、当該案内標識が表示する著名地点の位置及び表示する必要のある立体横断施設その他の施設の位置を表示する地図(その略図を含む。)を附置するものとする。
 - ① 高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる 官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のた めに必要な施設を案内する必要がある場合
 - ② 「著名地点(114-B)」を表示する標示板を複数設置する必要がある場合であって、

当該案内が輻輳する場合

4)「著名地点(114-B)」が表示する施設が、高齢者、身体障害者等が利用する施設として対応している場合であって、当該案内標識を設置した地点と案内している施設の間の経路の歩道及び立体横断施設が、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第118号。以下「バリアフリー構造基準という。)」第2章及び第3章にそれぞれ適合している場合は、「著名地点(114-B)」に車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号(以下「シンボルマーク」という。)を表示することができる。

(3) 現在地の表示

主要な交差点、主要な町・丁目、主要な橋やトンネル等交通上の主要な目標となる地点には、「主要地点(114 の 2-A、B)」を道路の左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、現在地の地点名を表示するものとする。

3-2-3 道路の附属施設の案内

(1) 待避所

1 車線の道路又は車両のすれ違いが困難な道路で待避所のある場合には、「待避所 (116 の 5)」を道路の路端に設置して、その位置を案内するものとする。

(2) 非常電話及び非常駐車帯

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の4)」、「非常駐車帯(116の6)」を設置してその位置を案内するものとする。

「非常駐車帯 (116 の 6)」を設置する場合には、設置の目的が達せられるよう、必要に応じて、あらかじめ都道府県公安委員会と連絡調整を図るものとする。

(3) 駐車場

道路管理者が設置又は管理する駐車場の入口付近には、「駐事場 (117-A)」を 設置して、その位置を案内するものとする。

(4)登坂車線

登坂車線の始点には「登坂車線 (117 の 2-A)」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。

(5) エレベーター、エスカレーター及び傾斜路

次の場所に、「エレベーター(121-A~C)」、「エスカレーター(122-A~C)」及び「傾斜路(123-A~C)」を設置して、その位置を案内するものとする。

また、道路又は道路附属物でない施設を案内する場合には、あらかじめ当該施設の 管理者との調整を図るものとする。

- 1) 立体横断施設に設けるエレベーター、エスカレーター及び傾斜路(道路法上の道路であるものに限る)の昇降口近傍(概ね10m程度)であって、当該施設が確認しにくい地点から視認できる場所
- 2) 前号に掲げる施設の昇降口であって、当該施設の昇降口である旨を表す必要のある場所(道路施設である壁面を含む)
- 3) 一般の歩行者等が利用することが見込まれるエレベーター、エスカレーター及び 傾斜路(道路法上の道路であるものを除く)の昇降口近傍であって、当該施設が確 認しにくい地点から視認できる場所
- 4) 前号に掲げる施設の昇降口であって、当該施設の昇降口である旨を表す必要のある場所(当該施設の利用時間が限られている場合には、その時間帯も合わせて明示することとする)

(6) 乗合自動車停留所

次の各号のいずれかに該当する場所には、「乗合自動車停留所(124-A~C)」を設置 して、その位置を案内するものとする。

また、当該案内標識により乗合自動車停留所を案内する場合には、あらかじめ当該 乗合自動車停留所の管理者との調整を図るものとする。

- 1) 鉄道駅、旅客船ターミナル等の出入口付近において、当該乗合自動車停留所が確認しにくい地点から視認できる場所
- 2) 乗合自動車停留所である旨を表す必要のある場所(道路附属物である上屋を含む)

(7)路面電車停留場

次の各号のいずれかに該当する場所には、「路面電車停留所 (125-A~C)」を設置して、その位置を案内するものとする。

また、当該案内標識により路面電車停留所を案内する場合には、あらかじめ当該路 面電車停留所の管理者との調整を図るものとする。

- 1) 鉄道駅、旅客船ターミナル等の出入口付近において、当該路面電車停留場が確認 しにくい地点から視認できる場所
- 2) 路面電車停留場近傍の歩道等において、当該路面電車停留場が視認しにくい地点から視認できる場所

3) 路面電車停留場である旨を表す必要のある場所(道路附属物である上屋を含む)

(8) 便所

道路に接して設けられた便所又は道路の沿道に設けられた一般の歩行者が利用する 事が見込まれる便所の出入口近傍において、当該便所が確認しにくい地点から視認で きる場所には、「便所(126-A~C)」を設置して、便所が設置されている場所を案内す るものとする。

また、道路又は道路附属物でない施設の便所を案内する場合には、あらかじめ当該施設の管理者と調整を図るものとする。

(9) シンボルマークの表示

- (3)、(5)(エスカレーターを案内する場合を除く)及び(8)により、駐車場、エレベーター、傾斜路及び便所を案内する場合には、当該案内標識が表示する施設において、それぞれ次の各号に適合する場合には、シンボルマークを表示することができる。
- 1) 駐車場 バリアフリー構造基準第6章に該当する場合
- 2) エレベーター バリアフリー構造基準第12条に該当する場合
- 3) 傾斜路 バリアフリー構造基準第13条に該当する場合
- 4) 便所 バリアフリー構造基準第30条から第32条に適合する場合

3-3 都市間高速道路の案内標識

3-3-1 経路案内

(1)都市間高速道路の入口への案内

都市間高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向(103-A、B)」、「入口の予告(104)」を設置して、都市間高速道路の入口を案内するものとする。

また、必要がある場合には、無料区間又は有料区間の区別を表示するものとする。 この場合には、無料区間又は有料区間の別及び入口の名称を表示することを基本し、 無料又は有料の区間について誤解を招くことのない範囲において、地域の状況に応じ た表示方法とすることができる。

(2) インターチェンジ内における方面及び方向の案内

インターチェンジのランプ相互の分岐点及び必要と認められる導流路相互の 分岐点には、「方面及び方向(108 の 2-E)」を設置して、方面及び方向を案内 するものとする。

(3) 方面及び距離の確認

都市間高速道路に流入した地点及びインターチェンジ間隔が大きい場合には その中間地点に、「方面及び距離 (106-B)」を設置して、方面及び距離を案内する ものとする。

(4) 本線相互の分岐案内

都市間高速道路の本線相互の分岐地点の手前には、「方面及び車線(107-A)」、「方面及び方向(108の2-C)」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。

(5) 出口案内

都市間高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「出口の予告(109)」、「方面及び出口の予告(110-A)」、「方面及び出口(112-A)」及び「出口(113-A、B)」を設置して、出口の予告、行動点及び分岐点を案内するものとする。

なお、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として、「方面、 車線及び出口の予告 (111-A)」を設置することができる。

(6) 高さ限度緩和指定道路

車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路(118の4-C・D)」を左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。

3-3-2 地点案内及び道路の付属施設の案内

(1) 行政境界の表示

都市間高速道路上の都府県境界には、「都府県(102-B)」を設置して、都府県境界を 表示するものとする。

(2) 著名地点の表示

河川、湖、トンネル等交通の目標となる地点には、「著名地点 (114-C)」を 設置して、その名称を表示するものとする。

(3)料金徴収所の案内

都市間高速道路の本線上において、料金徴収所がある地点の手前には、「料金徴収所 (115)」を設置して、前方に料金徴収所があることを表示するものとする。

(4) サービス・エリア及び道の駅の案内

1)都市間高速道路の必要な地点において、「サービス・エリア、道の駅及び距離(116)」を設置して、利便施設を案内するものとする。

当該案内標識に表示する道の駅は、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 都市間高速道路の無料区間に接して設置されている道の駅
- ② 都市間高速道路の無料区間の出口(有料区間との接続箇所を含む)の近傍(一般道路との交差部から概ね1km以内を原則とし、なるべく500m以内とすることが望ましい。)であって、一般道路に接して設置されている道の駅
- ③ 無料区間の出口(有料区間と接続箇所を含む)間に設置されている道の駅であって、都市間高速道路の通行者が当該道の駅を利用する場合において、その走行 距離が著しく変化しないものであって、当該出口の前後区間に相当程度利便施設 が存在しないもの
- 2)都市間高速道路に接して設置されている利便施設の入口の手前及び入口付近には、「サービス・エリア、道の駅の予告 (116 の 2-A)」及び「サービス・エリア (116 の 3-A)」を、分岐点には「駐車場 (117-B)」を設置して、当該利便施設を案内するものとする。
- 3) 都市間高速道路の無料区間の出口(有料区間と接続箇所を含む)付近において、一般道路に接して設置されている道の駅を案内する必要がある場合には、当該道の駅の最寄りの出口の手前及び出口付近に「サービス・エリア、道の駅(116 の 2-C)」を設置して、当該道の駅を案内するものとする。

なお、当該案内標識に表示する道の駅は、1)後段の②又は③に該当するものとする。

(5) 非常電話及び非常駐車帯の案内

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話(116の4)」、「非常駐車帯(116の6)」を設置して、その位置を案内するものとする。

なお、「非常駐車帯 (116 の 6)」を設置する場合には、設置の目的が達せられるよう、 必要に応じて、あらかじめ都道府県公安委員会と連絡調整を図るものとする。

(6)登坂車線の案内

登坂車線の始点には、「登坂車線 (117 の 2-B)」を道路の左側の路端、車道の上方 又は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。

3-4 都市内高速道路の案内標識

3-4-1 経路案内

(1) 都市内高速道路の入口への案内

都市内高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向(103-A、B)」又は「入口の予告(104)」を設置して、都市内高速道路の入口を案内するものとする。

(2) 方面及び距離の案内

都市内高速道路の入口又はその付近の車道上には、「方面及び距離 (106-C)」を 設置して、都市内高速道路の方面及び距離を案内するものとする。

(3) 本線相互の分岐案内

都市内高速道路の本線相互の分岐点の手前及び分岐点付近には、「方面及び方向(108の2-C、E)」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。

(4) 出口案内

都市内高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「方面及び出口の 予告(110-B)」及び「方面及び出口(112-B)」を設置して出口を案内するものとする。 ただし、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として「方面、 車線及び出口の予告(111-B)」を設置することができる。また、出口分岐点には、 「方面及び方向(108の2-D)」を設置して、本線の方向を案内するものとする。

(5) 道路の通称名

案内すべき道路の通称名のある都市内高速道路には、必要に応じて「道路の通称名 (119-D)」を路端、車道の上方又は中央分離帯に設置し、道路の通称名を表示するものとする。

(6) 高さ限度緩和指定道路

車両制限令第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定した道路において道路標識の設置を必要とする地点には、「高さ限度緩和指定道路(118の4-C・D)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、高さ限度緩和指定道路を表示するものとする。

3-4-2 地点案内及び道路の付属施設の案内

(1) 行政境界の表示

都市内高速道路上の都府県境界には「都府県(102-B)」を設置して、都府県境界を表示するものとする。

(2) 著名地点の表示

河川、湖、トンネル等交通の目標となる地点には、「著名地点 (114-C)」を 設置して、その名称を表示するものとする。

(3)料金徴収所の表示

都市内高速道路の本線上において、料金徴収所がある地点の手前には「料金徴収所 (115)」を設置して、前方に料金徴収所があることを表示するものとする。

(4) サービス・エリアの案内

都市内高速道路の必要な地点において、「サービス・エリア、道の駅及び距離(116)」 を設置して、利便施設を案内するものとする。

都市内高速道路に接して設置されている利便施設の入口の手前及び入口付近には、「サービス・エリア、道の駅の予告 (116 の 2-B)」及び「サービス・エリア (116 の 3-B)」を、分岐点には「駐車場 (117-B)」を設置して、当該利便施設を案内するものとする。

(5) 非常電話及び非常駐車帯の案内

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話 (116 の 4)」、「非常駐車帯 (116 の 6)」を設置して、その位置を案内するものとする。

なお、「非常駐車帯 (116 の 6)」を設置する場合には、設置の目的が達せられるよう、 必要に応じて、あらかじめ都道府県公安委員会と連絡調整を図るものとする。

3-5 警戒標識

3-5-1 道路形状の予告

(1) 交差点の予告

前方に交差点又はロータリーがあり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、それぞれ、「交差点あり(201-A~D)」又は「ロータリーあり(201 の 2)」を設置するものとする。

(2) 道路の平面形状の予告

単路部において屈曲部又は屈折部の存在を予告する必要がある場合には、それぞれ、「右(又は左)方屈曲あり(202)」、「右(又は左)方屈折あり(203)」、「右(又は左)背向屈曲あり(204)」、「右(又は左)背向屈折あり(205)」又は「右(又は左)つづら折りあり(206)」を設置するものとする。

(3) 道路の縦断形状の予告

走行上特に注意を要する急勾配の坂の手前、及びその途中で、特に慎重な運転を促す必要がある場合には、それぞれ、「上り急勾配あり(212の3)」又は「下り急勾配あり(212の4)」を設置するものとする。

(4) 交通流の変化の予告

道路形状又は道路工事等のため、ある部分又はある箇所から交通流が変化することを知らせる必要がある場合には、その状況に応じ、「合流交通あり (201)」、「車線数減少 (211)」、「幅員減少 (212)」、「二方向交通 (212 の 2)」又は「道路工事中 (213)」を設置するものとする。

3-5-2 路面又は沿道状況の予告

(1) 施設の予告

前方に踏切又は信号機があり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、「踏切あり (207-A、B)」又は「信号機あり (208 の 2)」を、また、学校・幼稚園・保育所等に出入りする児童あるいは幼児等を保護する必要がある場合には、「学校・幼稚園・保育所等あり (208)」を設置するものとする。

(2) 路面状況の予告

- 1)舗装された走行速度の高い道路において、特にすべりやすい箇所で注意を喚起する必要がある場合には、「すべりやすい(209)」を設置するものとする。
- 2)舗装された走行速度の高い道路において、路面の凹凸が大きい区間等で注意を喚起する必要がある場合には、「路面凹凸あり(209の3)」を設置するものとする。

(3) 沿道の危険の予告

路側よりの落石のおそれがあり、道路通行者に注意を促す必要がある場合には、 「落石のおそれあり (209 の 2)」を設置するものとする。 3-5-3 気象状況、動物の飛び出し、その他の注意の予告

(1) 横風の予告

強い横風のおそれがあり、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「横風注意(214)」を設置するものとする。

(2)動物の飛び出しの予告

動物が道路に飛び出すおそれがあり、道路利用者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「動物が飛び出すおそれあり (214 の 2)」を設置するものとする。

(3) その他の危険の予告

「その他の危険(215)」は、他の警戒標識で表示しえないその他の事由により、道路 通行者に注意を促す必要があると認められる箇所に設置するものとする。

3-6 規制標識

3-6-1 規制標識設置に関する基本的事項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、若しくは自動車専用道路等の道路の出入の制限を明らかにするため、次の場合に規制標識を設置するものとする。

- (1) 道路法第46条第1項若しくは第3項又は第47条第3項の規定により道路の 通行を禁止し、又は制限する場合
- (2) 車両制限令で定める車両についての制限に関する基準を特に明示する必要があると認められる場合
- (3) 高速自動車国道、自動車専用道路、自転車専用道路等の入口、その他必要な場所に出入の制限の対象を明示する場合

3-6-2 道路工事等に伴う規制標識

- (1) 道路法第 46 条第 1 項の規定に基づき、道路の通行を禁止し、又は制限する場合には、必要な場所に所要の規制標識を設置するものとする。
- (2) 車両制限令第 10 条の規定に基づき、徐行その他の通行方法を定めたときは、 当該通行方法を特に明示する必要があると認められる場所に、所要の規制標識を 設置するものとする。

3-6-3 道路構造に係る通行の制限等

(1) 危険物積載車両通行止め

道路法第46条第3項の規定に基づき、水底トンネル等の区間において、爆発性又は 易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する 場合には、当該区間の前面における左側の路端に「危険物積載車両通行止め (319)」 を設置するものとする。

(2) 道路構造に係る車両の重量又は高さの制限

- 1) 道路法第 47 条第 3 項の規定に基づき、事両でその重量又は高さが安全であると 認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限する場合には、必要な 場所に「重量制限(320)」又は「高さ制限(321)」を設置するものとする。
- 2) 車両制限令第7条第1項若しくは第2項の規定に基づき、車両の総重量、軸重 又は輪荷重の限度値を定めた場合、当該限度値を特に明示する必要があると 認められる場所には、「重量制限(320)」を設置するものとする。

(3) 最大幅の明示

車両制限令第 5 条又は第 6 条で定める道路との関係において通行できる車両の 最大幅を特に明示する必要があると認められる場合には、当該道路の区間の前面 及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端に「最大幅 (322)」を設置する ものとする。

(4) 専用道路の指定に基づく出入制限の対象の明示

高速自動車国道又は自動車専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路 若しくは歩行者専用道路の指定がなされた道路にあっては、通行の禁止又は制限の 対象を明示するため、当該道路の入口その他必要な場所の路端に「自動車専用 (325)」、 「自転車専用 (325 の 2)」、「自転車及び歩行者専用 (325 の 3)」又は「歩行者専用 (325 の 4)」を設置するものとする。

3-7 指示標識

3-6に係る各種の規制を行う際において、交通の安全及び円滑を図るため必要がある場合には、「規制予告(409-A、B)」を設置するものとする。

第4章 道路標識の設計、施工

4-1 一般

(1) 設計及び施工に際しての基本的事項

標示板の基板及び支柱の設計並びに施工にあたっては、構造の安全性、耐久性、施工品質の確保、維持管理の確実性及び容易さ、付近の状況との調和並びに経済性を考慮しなければならない。

(2) 記録の保存

道路標識の設置の状況を明らかにし、設計及び施工に関する事項のうち将来の維持 管理に必要な事項を記録し、これを保管しなければならない。

4-2 材料

(1)標示板の基板及び支柱

標示板の基板及び支柱に使用される材料については、強度、じん性、耐久性等の材質が確かなものでなければならない。また、厚さやそり等の形状・寸法等の品質が確かでなければならない。

(2) 反射材料

- 1) 反射材料は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ 容易なものでなければならない。
- 2) 標識は原則として全面反射とする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は 無反射とする。

(3) 照明装置

照明装置は視認上適切な照度を有し、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易なものでなければならない。

4-3 構造

(1) 構造の原則

道路標識の構造は、当該道路標識の構造形式及び付近の状況を勘案し、自重、風荷重その他の当該道路標識に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して、十分安全なものでなければならない。

(2) 構造設計上の配慮事項

標示板の基板を支柱等に取り付けるにあたっては、歩道の通行者等の第三者に対す

る人的被害のおそれ等、付近の状況を勘案し、必要に応じて道路標識の構造の設計に おいて、取付け部の一部の損傷が原因となって基板が落下しないよう措置しなければ ならない。

(3) 耐久性の検討

道路標識の部材設計にあたっては、腐食や疲労等の経年的な劣化を考慮しなければならない。

4-4 施工

道路標識の施工にあたっては、少なくとも以下を考慮しなければならない。

- 1) 設計で定めた条件が満足されること
- 2) 付近の他構造物の使用性や安全性に影響を及ぼさないこと
- 3) 交通に影響しないこと
- 4) 付近の通行者等の安全が確保されること

第5章 道路標識の維持管理

5-1 概説

道路標識は、設置後においてその効用が損なわれることがないよう維持管理を十分 に行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮しなければならない。

5-2 点検及び補修

道路標識は、個々の標識が相互に有機的なつながりを持ち、一貫した道路交通上の 指示を与えるものであるから、適宜巡回点検を行う必要がある。また台風等の 災害の直後にも点検を行うことが望ましい。

点検により異常を認めた場合は速やかに補修しなければならない。建築限界を 侵している場合は特に速やかに補修しなければならない。